

平成 23 年度独立行政法人日本学生支援機構 評価委員会（第 2 回）議事要旨

1. 日 時 平成 24 年 3 月 2 日（金）14：00～15：15
2. 場 所 日本学生支援機構市谷事務所 4 階 役員会議室
3. 出席者 （委員）佐伯浩委員長、蟻川芳子、石川正興、小川晋、樫見由美子、松本香の各委員
（機構）遠藤理事長、高塩理事長代理、樫尾理事、月岡理事、山内理事、藤江政策企画部長、宮本財務部長、石矢奨学事業本部長、金城総合計画課長
4. 議 題（1）平成 23 年度業務実績に係る評価の観点（評価指標）について
（2）文部科学省独立行政法人評価委員会による評価及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価について
（3）行政改革の動向等について
（4）その他
5. 資 料
資料 1-1 平成 23 年度業務実績に係る評価指標策定の観点（概要）
資料 1-2 平成 22 年度評価指標からの変更点
資料 1-3 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（抜粋）
資料 1-4 中期目標・中期計画の変更（案）について
資料 2 平成 23 年度業務実績に関する項目別評価指標（案）
資料 3 文部科学省独立行政法人評価委員会による平成 22 年度における業務実績評価について（概要）
資料 4-1 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による平成 22 年度における業務の実績に関する二次評価（概要）
資料 4-2 日本学生支援機構の事業に関する東日本大震災への主な対応
資料 5 独立行政法人日本学生支援機構の平成 24 年度予算案（概要）
資料 6 「所得連動返還型の無利子奨学金制度」の新設
資料 7-1 独立行政法人の制度・組織の見直しについて（概要）
資料 7-2 独立行政法人の制度・組織改革のイメージ
資料 7-3 独立行政法人の制度・組織見直しにより期待される主な効果
資料 7-4 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）（別紙）各独立行政法人について講ずべき措置【抄】
資料 8 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づく新たな法人制度における評価に関する仕組み
資料 9 評価関係スケジュール（予定）

6. 議 事

議事に先立ち、遠藤理事長からあいさつがあった。

（1）平成 23 年度業務実績に係る評価の観点（評価指標）について

政策企画部長より、資料 1-1、1-2、1-3、1-4 及び 2 に沿って、評価の観点についての説明がなされた後、以下のような質疑応答があった。

（○：委員、●：機構）

○留学生宿舎について、札幌にある国際交流会館は札幌市との合築になっているが、合築

ではない会館もあるのか。

- 機構が運営している国際交流会館は 13 館あり、そのうち 7 館を売却した。売却できなかった 6 館のうち 3 館が合築である。

佐伯委員長より、平成 23 年度の評価指標について、この内容で了承して良いか、また、今後の中期目標及び中期計画の変更に伴い指標の変更が必要になる場合は委員長に一任してほしい旨の発言があり、各委員から了承された。

(2) 文部科学省独立行政法人評価委員会による評価及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価について

政策企画部長より、資料 3、4-1 及び 4-2 に沿って平成 22 年度業務実績についての説明がなされた後、以下のような発言があった。

- 東日本大震災後、機構の緊急・応急採用奨学金の対応が迅速であったため、本学の経済的に困っている学生は本当に助かった。感謝している。

多くの大学では、学生支援事業に係る研修会を実施するための教材や講師を用意する費用がない。研修会の実施が難しい本学では、特に発達障害は未開拓の分野であり、発達障害の学生をどのように支援していくかという問題に直面している。機構の学生支援事業において、全国の知見を集めた教材を用いて研修会を実施することにより、引続き大学へ情報を発信していただきたい。

これらの機構の取組みは、十分評価に値すると思う。

- 震災対応については、情報発信等を引続き行っていきたい。学生支援事業の研修については、個々の大学における実施が難しい取組みを集中的に行っていくとともに、発達障害の学生に対する取組みについても、全国の取組み・動向等を集めた情報の発信を引続き行い、各大学にとって役に立つような取組みを実施していく所存である。

(3) 行政改革の動向等について

政策企画部長より、行政改革の動向等について、資料 5、6、7-1、7-2、7-3、7-4 及び 8 に沿って、行政改革の動向等についての説明がなされた後、以下のような質疑応答があった。

- 所得連動返還型無利子奨学金制度の適用予定者数はどのくらいか。制度の仕組みは非常に興味深い、対象者の管理が大変だと思う。

- 予算編成時には、平成 23 年度実績から 3 万人程度の適用者数になると積算しているが、実際に制度を実施すると、適用者数は変わると思われる。

- 本制度の返還猶予は、毎年本人から申請を受け、書類を審査した後に、猶予するかどうかを決定することを予定している。政府が法案を提出しているマイナンバー法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」）と連動させることも検討に上がっているが、現段階では未定の状況である。とはいえ、学生及び機構の双方にとって過度の負担にならないような効率的かつ具体的な方法を、引続き検討していきたい。

- 返還者の中には、大学を卒業し会社に就職するというパターン以外の者がいる。また収入の形態は様々であり、適用者すべての状況を把握し管理していくことは難しいと思う。現時点におけるマイナンバー法では、税分野の情報は当局以外は使えないため、連動は難しいのではないか。マイナンバー法の内容は、今後どうなるかわからないが、いずれにしても、所得連動返還型無利子奨学金制度の実施に際しては、相当難しい課題があるように思われる。

- 大学院修了者が多いが、その就職先の受け皿は整備されていない状況だ。大学院博士課程修了後、助教や研究者になり就職先を渡り歩く者が多く、またこれらについては、就

職しても長期間の定額の収入は保証されず、年度により収入が途切れることがある。

- 次年度導入する所得連動返還型無利子奨学金制度は大学院への適用はないが、本機構には、大学院において特に優れた業績をあげた奨学生を対象とする返還免除制度がある。また全体に対し、返還期限猶予制度、減額返還制度があり、年度により収入が途切れる者については、その状況に応じて、これらの制度を適切に利用しながら、返還を行っていただきたい。

(4) その他

総合計画課長より、資料9に沿って、今後の評価関係スケジュールについて説明がなされた。

以上